

## 会 議 録

会議名	平成19年度第3回宇都宮市廃棄物減量等推進審議会
開催日時	平成20年2月4日(月)午後2時00分から3時30分
開催場所	宇都宮市役所 14階 14A会議室
出席者	<p>【会長】大貫隆久</p> <p>【委員】阿久津均, 菊地公史, 工藤正志, 五月女伸夫, 佐々木和也, 服部美佳子, 金枝右子, 佐々木英明, 寺内典子, 結城笑子, 入江操, 大谷和江, 島田義彦, 渡部修三, 椎名雅彦, 若月章男, 柏崎一三, 新津謙治(計19名)</p> <p>【事務局】小平環境部長, 他27名</p>
公開・非公開	公開
傍聴者数	なし
議事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. (仮称)みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例について</li> <li>2. 平成19年度一般廃棄物処理実施計画(案)について</li> </ol>
会議結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 提言書(案)に基づき事務局から報告(質疑応答)</li> <li>2. 実施計画(案)について事務局から報告(質疑応答)</li> </ol>

### 議 事

1. (仮称)みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例について  
事務局から説明

### 発言要旨

(仮称)みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例について

<p>佐々木(英) 委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料1-2の総則的な事項の基本理念について、「誇りが持てるとともに・・・」の部分の文章を再度検討していただきたい。</li> <li>・ 基本理念の2つ目の◎の2行目、「市民一人ひとりが《誇り》と責任を自覚し・・・」という形にしたほうがよいのではないか。</li> </ul>
<p>事務局 (廃棄物対策課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本理念中の考え方については、市民一人ひとりが住むまちに愛情を持って、住んでよかった、住み続けたいと感じ、来訪者については来てよかったと感じるような、両者の心の面についての基本理念を掲げたものである。</li> <li>・ 基本理念には2つのコンセプトがあり、自分たちのまちは自分で作っていくというものと、市民協働の考えのもとで進めていくというものである。</li> </ul>

新津委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まちを歩いていて、道路や河川のごみが多く気になっている。道路や河川の所有者についても、今回の条例の対象になるのか。</li> </ul>
事務局 (廃棄物対策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有者については、私人のほか、公人たる行政も含まれる。</li> </ul>
阿久津委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重点地区にはオリオン通りのイベント広場(新星堂前)も入るのではないかと。また、駅西口のペデストリアンデッキの下のタクシー乗り場部分はどうなのか。</li> </ul>
事務局 (生活安心課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オリオン通りスクエアは、禁止区域である。図表1の、JR駅西口の白くぬけている部分は、タクシーの駐車場である。基本的に、禁止区域については歩行者等が多い場所について対象としたが、こちらは基本的に人通りが少ないので、禁止区域にしていない。</li> </ul>
阿久津委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タクシーの運転手も乗車待ちの運転手がタバコを捨てているのが現状である。ここも禁止区域にしたほうがよいのではないかと。</li> </ul>
事務局 (廃棄物対策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 黒い枠で囲まれた地区全てが、今回の条例に係る美化重点地区の候補地になるため、タクシー乗り場も対象となっている。</li> <li>赤い線の部分は、「(仮称)宇都宮市路上喫煙による被害の防止に関する条例」の「路上喫煙禁止区域」として検討している部分であり、黒い太線で囲まれた面的な地区が、「(仮称)みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」の美化重要地区候補地である。このため、この場所でタバコを捨てた場合には、条例の罰則の対象となってくる。</li> </ul>
工藤委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 札幌では、公的なごみ箱は全て撤去している。民間が設置しているものについても、1/3 撤去したそうである。ポイ捨ては直ちに過料であり、取り締まりは警察OBが行っているとのこと、罰金は月に20名ほどだそうである。観光客等については、注意までとし、過料を取ることはないと聞いている。</li> <li>・ 宇都宮市の場合、違反者の取り締まりは誰が行うのか。また、ごみ箱の撤去について、どのように考えているのか。</li> </ul>
事務局 (廃棄物対策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監視の体制については、タバコについての条例との連携も必要であり、その際にトラブルが起きる可能性もあるため、警察OBを考えている。ごみ箱の撤去については、今後、検討したい。</li> </ul>
佐々木(和) 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言書(案)の1ページ、6行目と11行目の「市、市民、事業者」の標記を統一したほうがよい。</li> <li>・ 6ページ、①「誇りが持てる」と訂正してほしい。</li> <li>・ 6ページ(1)総則的事項について、市、市民、事業者とそれぞれの立場について書いてあるが、いささか市民に偏っていないだろうか。市民対象でやるのか、それとも三位一体でやるのかがあやふやに感じる。</li> </ul>

事務局 (廃棄物対策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご指摘については、今後検討したい。6ページについては、市、市民、事業者全体について考えているものであるので、併せて検討したい。</li> </ul>
新津委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>この取組は、市民の取組であると思うが、重点地区は必要なのか。また過料対象地区は重点地区に絞ったものであるのか。</li> </ul>
事務局 (廃棄物対策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>過料の対象地区は、重点地区のみであるが、エリア以外にも条例は適用となる。廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、廃棄物を投棄した場合 1,000 万以下の罰金となっているので、警察等と連携を図りながら対応していきたい。</li> </ul>
大貫会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>オリオン通りにはガムのポイ捨ても多いが、ポイ捨てとは、タバコのみが対象となっているのか。</li> </ul>
事務局 (廃棄物対策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>図表1の赤の線内においては、タバコに火を点けた時点で過料であるが、タバコ以外でもレジ袋やガム、犬の糞等でも過料の対象となる。</li> </ul>
服部委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>提言書(案) 8 ページ (6) ② について、いわゆる「ごみ屋敷」の場合、所有者には家の周囲の物に対して「廃棄物」としての認識が薄いと思われる。「廃棄物等」ではなく、「所有物等」とする必要があるか。</li> <li>(6) ② イについて、「精神的な苦痛」については、どのようにカバーするのか。</li> </ul>
事務局 (廃棄物対策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ屋敷の形態は様々であり、財産権もあるため、今回は廃棄物に限っている。</li> <li>「精神的な苦痛」については、文章の中の「健康」の部分で対応している。</li> </ul>
阿久津委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>「宮まつり」などの、市内を中心とする年中行事については、例外に当たるのか。</li> </ul>
事務局 (廃棄物対策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業のひとつに啓発事業も含めている。イベント前にはじっくり周知し、罰則の適用については、今後検討していく。</li> </ul>
大貫会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見も出尽くしたようなので、以上の内容等を盛り込むことで、提言書(案)の作成を進めるということによろしいか。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>異議なし</li> </ul>

議 事

2. 平成20年度 宇都宮市一般廃棄物処理実施計画（案）について  
事務局から説明

発言要旨

平成20年度一般廃棄物処理実施計画（案）について

新津委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源物について、19年度のごみ量やここ数年の実績値は20%削減の目標に沿ったものなのか。もう少し分かりやすい資料を提供して欲しい。</li> <li>4ページの資源化処理量と計画処理量は同じではないか。焼却処理量は157,000tか157,700tかどちらなのか。</li> </ul>
事務局 (クリーンセンター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料について、根拠がないのはおっしゃるとおりであり、今後資料を作成する際には検討していきたい。</li> <li>焼却処理量の700tの差は、リサイクルプラザに搬入されたものの中の、資源物にならないものが焼却に回っているためである。</li> </ul>
新津委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理量と資源化量の差が大きいのがびん・缶類で約78.3%であるが、ペットボトルでは約91.7%である。資源化できない理由は質によるものか、量によるものなのか。</li> </ul>
事務局 (クリーンセンター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>質的なもので、中に飲み残し等の異物が混入している場合が、びん・缶において多く、重量で計った場合このような形になる。</li> </ul>
佐々木(和)委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>1ページについて、重量的に多い紙・布類だが、別々のルートでリサイクルされるのであろうから、別々に表記したほうがよいのではないかと。排出はリサイクルを前提として回収するもので、紙・布を別々に表記したほうがよいのではないかと。</li> <li>3ページ 第6(4)の紙パック、白色トレイの回収拠点については、市が設置している数なのか。34箇所では、消費者に対して「適正に処理をして欲しい」というのは難しいのではないかと。また、色の付いているような化粧トレイについては、それを使わなければならない場合もあるかもしれないが、リサイクルできないものについては「売らないように」と販売する業者に言ってもよいのではないかと。</li> <li>紙パックも回収できるというが、内側にアルミが付いているパックが多い。技術的にはアルミが付いているパックも回収できるものではあるが、今後宇都宮市でもTBA(テトラブリックアセプティック：飲料用アルミ付紙容器)を含めて回収していくのか。</li> <li>5ページの施設の維持管理について、市として中間処分場や最終処分場の現状について市民に対してどのくらいデータ等を開示しているのか。</li> </ul>

事務局 (クリーンセンター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙・布の資源化ルートについては、ご指摘のとおり紙と布それぞれ違うため、資料の作り方については、今後検討していきたい。</li> <li>適切な収集体制になっていないのではないかとご指摘については、34箇所というのは市の回収施設のみであり、このほかの民間のスーパーで独自に回収しているものは含まれていない。</li> <li>白色トレイについては、現在は白色のみを容器包装リサイクル協会に売り渡しており、現状では色の付いたものの収集は予定していない。平成22年度に「その他プラスチック製容器包装」の資源化施設が稼働し、分別収集が始まる予定であり、それに向けて検討していきたい。</li> <li>飲料用のアルミコーティングしたパックについても、今後検討していきたい。</li> <li>清掃センターの維持管理に関するデータについては毎年、ダイオキシンを含めた煤塵の検査結果やエコパーク板戸であれば放流水の水質検査結果について、インターネットで開示しているところである。</li> </ul>
結城委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>H19年度から廃油を集めていると聞いているが、まだ一部の地域のみでの実施ということで、今後は範囲を広くすることも考えているのか。</li> <li>ごみ収集車の燃料とすると聞いたが、事実であるのか。</li> </ul>
事務局 (ごみ減)	<ul style="list-style-type: none"> <li>BDFの収集拠点施設については今年度はモデル事業ということで、一部の地域のみで実施している。今後は今年度1年間の事業効果を評価し、検討していきたい。</li> <li>製造したBDFの量については、現在ごみ収集車2台分の燃料をまかなっている。</li> </ul>
佐々木(和) 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>TBAについて、消費者の観点では紛らわしくわかりづらい。容器包装リサイクル法から見ると、TBAについては「紙」というリサイクルマークのみが書いてあり、リサイクルできるだろうと勘違いしてしまいやすい。アルミ箔がついているものと、牛乳パック以外のものという形での市民に対する啓発が必要ではないか。</li> <li>繊維については、今日本人が1年間で排出している繊維は18kgであり、そのほとんどはリサイクルできていない状況となっている。しかし、それらについては「資源物」というかたちで回収しており矛盾を感じる。紙と布については明確に分けていただきたい。</li> <li>リサイクルの現状についても情報提供し、ごみの減量について啓発をしていただきたい。</li> </ul>
工藤委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>この計画は宇都宮市が管轄しているもののみで、スーパーや民間で扱っている紙パックや新聞等の数値を考慮していないものと思う。今後は官・民両方あわせた形で、民間のどの業者がどのくらい協力してくれたか等を前年度実績も含めた形で、報告してもらえないか。</li> </ul>
事務局 (クリーンセンター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在は、ご指摘のように市内の紙を含めたごみ量については捉えてはいないが、これから情報収集に努めながら、宇都宮市全体の紙を含めた処理量も踏まえて、宇都宮市の処理計画を作成し発表したい。</li> </ul>
佐々木(和) 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダイオキシンの測定箇所については何箇所くらいあるのか。</li> <li>周辺環境への影響調査などは行っているのか。</li> </ul>

事務局 (クリーンセンター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清掃工場の排ガスについては、煙突のみで測定している。</li> <li>・ 周辺環境への影響の測定については、クリーンパーク茂原では計測しているが、他の工場では計測していない。</li> </ul>
佐々木(和) 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ダイオキシンの計測については、直下よりも周囲で計測をすべきではないのか。年に1・2回の計測だけでなく、環境ISOを取得しているのであるから、きちんと責任を果たすよう検討していただきたい。</li> </ul>
大貫会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各委員からのご意見ご要望を踏まえうえて、一般廃棄物処理実施計画については、ご異議ないか。</li> </ul>
各委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議なし</li> </ul>
大貫会長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他にないようなので、以上をもって、第3回宇都宮市廃棄物減量等推進審議会を終了する。</li> </ul>